

名古屋芸術大学学生個人情報保護規程

(目的)

第1条 名古屋芸術大学（以下「大学」という。）は、個人情報の保護が人間の尊厳に由来する基本的人権の保障に係る問題であることを深く認識し、この規則によって、大学が保有する個人情報の取扱いに関する事項を定め、もって個人情報の収集、管理及び利用に関する大学の責務を明らかにするとともに、学生に自己に関する個人情報の開示ならびに訂正及び削除等の請求権を保障することによって、学生個人々が自らの情報の主体者としての行動を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「学生」とは、現在及び過去の学生、「教職員」とは専任及び非常勤の教職員ならびに大学の業務に直接かかわりがあり、またはかかわりがあつた者をいう。

2 この規則において「個人情報」とは、学生について特定の個人が識別され、または識別され得るものであつて、教職員が業務上取得または作成した情報（文書、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録されたものを含む）をいう。

(責務)

第3条 学長はこの規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 教職員または教職員であつた者は、業務上知り得た個人情報をみだりに学内の教職員も含め他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

3 学生、教職員は個人情報保護の重要性を認識し、学外の組織、団体に業務上または自主的な活動において対応する場合は本規則によって学生個人の権利を侵害しないように努めなければならない。

(個人情報収集の制限)

第4条 教職員が業務上学生の個人情報を収集するときは、利用目的を明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。ただし、思想および信教に関する情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

2 教職員が業務上、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するものを除き、直接本人から収集しなければならない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 個人の生命、身体、健康、財産に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。
- (3) 教員の教育指導上特段の必要性があるとき。
- (4) 法の定めるところにより、行政機関から依頼があつたとき。
- (5) 指導または相談援助に関わつて、本人からでは目的を達成することができないか、業務に支障があると認められるとき。

(個人情報の適正管理)

第5条 学長は、個人情報の保護のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破損その他の事故の防止
- (2) 改ざんおよび漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となつた個人情報のすみやかな廃棄または消去

2 学長は前項の事務をはじめ、本規定に基づく業務を適切に執行するため、個人情報保護管理責任者を選任する。

(個人情報の利用制限)

第6条 教職員は、業務上収集した個人情報をその目的以外のために利用または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 個人の生命、身体、健康、財産に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。
- (3) 教員の教育指導上特段の必要性があるとき。
- (4) 法の定めがあるとき。
- (5) 学長または個人情報保護管理責任者が必要と認めたとき。

(個人情報に関する業務の学外委託)

第7条 個人情報に関する業務を学外に委託するときは、業務責任者は委託業者との間で個人情報の保護に関する必要な措置をとらなければならない。

(収集の届出)

第8条 教職員は、新たに個人情報を収集するときは、あらかじめ次の事項について個人情報保護管理責任者に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の収集の対象者
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の記録の形態

2 前項により届け出た事項を変更または廃止するときは、業務責任者は、あらかじめこれを個人情報保護管理責任者に報告しなければならない。

(自己に関する個人情報の開示)

第9条 学生は大学が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 開示の請求があったときは、個人情報保護管理責任者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、個人の選考、評価、判定、学生健康記録その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに適当であると認められるときは、その個人情報の全部または一部を開示しないことができる。

3 個人情報の全部または一部を開示しないときは、その理由を本人に通知しなければならない。

4 第1項に規定する請求は、個人情報保護管理責任者に対し、本人であることを明らかにして、次ぎに掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。

- (1) 所属および氏名
- (2) 個人情報の名称および記録項目
- (3) 請求の理由
- (4) その他個人情報保護管理責任者が必要と認めた事項

(自己に関する個人情報の訂正または削除)

第10条 学生は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、前条第4項に定める手続きに準じて、個人情報保護管理責任者に対し、その訂正または削除を請求することができる。

2 個人情報保護管理責任者は前項の規程による請求を受けたときは、すみやかに調査の上、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正または削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

(不服の申し立て)

第11条 自己の個人情報に関し、第10条第2項に規程する請求に基づいてなされた措置に不服がある学生は、本人であることを明らかにして、学長に対し、申し立てを行うことができる。

2 学長は、前項の不服申し立てを受けたときは、すみやかに審査し、その結果を文書により本人に通知しなければならない。

3 不服の申し立ては、次ぎに掲げる事項を記載した文書を学長に対し提出することにより行う。

- (1) 不服の申し立てを行う者の所属および氏名
- (2) 不服申し立て事項
- (3) 不服申し立て理由
- (4) その他学長が必要と認めた事項

(個人情報保護管理責任者の設置及び業務委任)

第12条 個人情報保護管理責任者は副学長とする。個人情報保護管理責任者はその事務業務を大学事務部長に委任することができる。

(幹事)

第13条 幹事は、本規程の事務を処理し記録する。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は部長会の議を経て評議会の承認を必要とする。

附 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は平成19年4月1日から施行する。